

## 学 校 感 染 症 報 告 書

年 組 番 氏名

---

保護者氏名

(自署)

欠席の理由 (診断名)	(発症した日) 年 月 日
欠席の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名 及び住所	
受診した日	年 月 日

※担任へご提出ください。

<参考資料>

### 学校感染症とお休みする期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば可)

分類	感染症の種類	出席停止の期間
<b>第一種</b>  感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)、※同法第6条第7~9項に規定するもの	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群※新型インフルエンザ等感染症、※指定感染症及び新感染症	治癒するまで
<b>第二種</b>  飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで
<b>第三種</b>  学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の許可があるまで